神戸市立工業高等専門学校研究生規程

制　　定　平成 10 年 3 月 31 日

（趣旨）

第１条　この規程は，神戸市立工業高等専門学校学則第４９条第３項の規定に基づき，研究生について必要な事項を定める。

（入学資格）

第２条　研究生として入学の資格を有する者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等専門学校を卒業した者

(2)　本校において，高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（研究期間）

第３条　研究生の研究期間は，６月以上１年以内とする。ただし，研究生の申請により，校長が必要と認めるときは，１年を超えない範囲で研究期間を延長することができる。

２　前項ただし書きの規定による研究期間の延長の申請は，当初許可された研究期間が満了するまでに行わなければならない。

３　前２項の規定による研究期間の延長については，入学選抜料及び入学金を徴収しない。

（指導教員）

第４条　研究生の入学を許可したときは，研究生の研究を指導するため，校長は，指導教員を選任する。

（授業への出席）

第５条　研究生は，指導教員が研究上必要と認めたときは，授業担当教員の承諾を得て，その授業に出席できる。

（研究報告書の提出等）

第６条　研究生は，自分の研究が終了したときは，研究報告書を，指導教員を経て校長に提出しなければならない。

２　校長は，前項の研究報告書を受理した後，研究生の申請により，研究証明書を交付することができる。

（特別費用）

第７条　研究のため特別に必要な費用は，研究生の負担とする。

（科目等履修生規程の準用）

第８条　神戸市立工業高等専門学校科目等履修生規程（以下「科目等履修生規程」という。）第３条，第４条及び第１０条の規定は，研究生について準用する。この場合において，科目等履修生規程第３条第１号中「科目等履修生入学願書」とあるのは「研究生入学願書」と読み替えるものとする。

附　則

この規程は，平成１０年４月１日から施行する。